

災害共済給付金支払方法の変更について

保護者各位

日頃より、筑西市の教育行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、これまで筑西市教育委員会では、学校で起こったけがなどに対して独立行政法人日本スポーツ振興センターから支払われる「災害共済給付金」を、お子さまが就学する学校を通して保護者の皆様にお支払いをしておりましたが、令和5年4月以降から、下記のとおり支払方法を変更いたしますので、お知らせいたします。

記

1 令和5年4月からの給付金の支払方法について

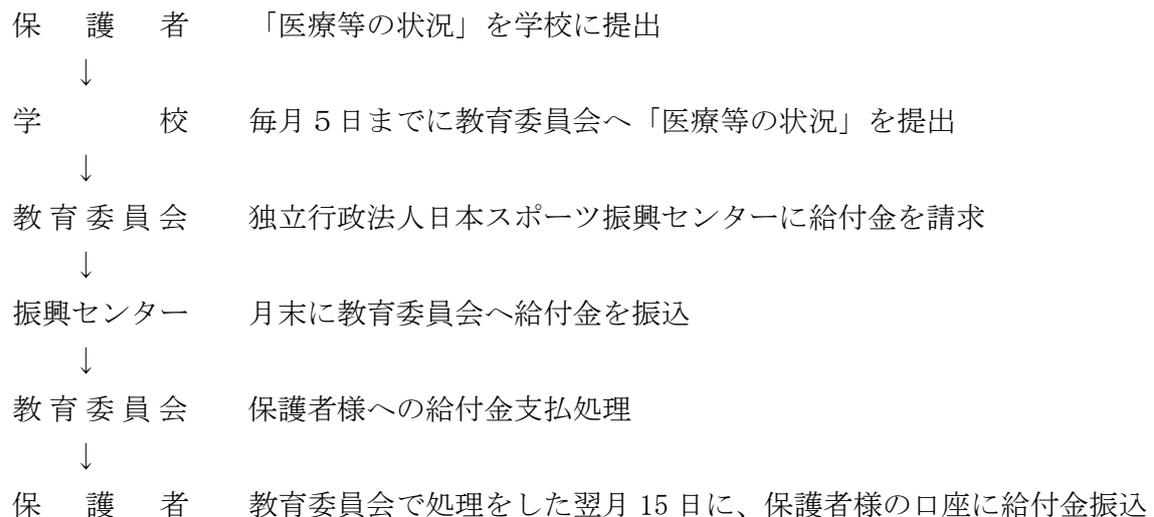
筑西市教育委員会から保護者様が指定する金融機関の振込口座に、給付金を直接お支払いする方法に変更となります。

2 保護者の皆さまにお願いしたいこと

お子さまが学校においてけがなどをされた場合、病院にて「医療等の状況」を作成していただき、学校に提出していただきます。

その際に、学校でご用意しております「災害共済給付金振込口座」の用紙に給付金振込先の口座情報をご記入の上、通帳の写し等の口座情報が分かるものを学校にご提出ください。

3 給付金支払までの流れ



筑西市教育委員会
学務課 学校教育グループ
TEL 0296-22-0181 (直通)